

令和4年度第3回草津市環境審議会の書面開催について

1. 書面開催に至った経緯

生活排水対策推進計画は、水質汚濁防止法第14条の9に基づき、生活排水対策重点地域（県内全域）において策定が義務付けられており、草津市では、現計画である第3次草津市生活排水対策推進計画の計画期間終了に伴い、第4次草津市生活排水対策推進計画を策定しているところです。

新計画の策定においては、法改正により掲載義務事項が縮小したこと、市内の水洗化率が98%以上であり対策の余地がほとんどないこと、計画の内容の大部分が、生活排水対策推進計画に関連の深い草津市下水道事業第9期経営計画等の関連計画の引用により構成されていることから、御議論いただく内容が少ないと判断いたしましたので、第3回環境審議会は書面により開催することといたしました。

2. 今後の予定

第3回環境審議会（書面開催）の結果、御意見の内容を、事務局で調整の上、見直しを行い、今年度中に第4次草津市生活排水対策推進計画を策定させていただく予定です。